

香川県公職選挙運動公営等実施規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年7月13日

香川県選挙管理委員会委員長 藤 本 邦 人

## 香川県選挙管理委員会規則第1号

香川県公職選挙運動公営等実施規程の一部を改正する規則

香川県公職選挙運動公営等実施規程（昭和30年香川県選挙管理委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(掲載文の申請)</p> <p>第38条 候補者が法第168条第1項又は選挙公報条例第3条第1項の規定による申請をしようとするときは、別記第18号様式の申請書に県委員会の交付する別記第18号様式の2の用紙（以下「掲載文原稿用紙」という。）1枚に記載した掲載文1通又は掲載文原稿用紙に<u>記載する内容を</u>県委員会が定める方式により記録した電磁的記録媒体（<u>県委員会</u>が定めるものに限る。以下同じ。）による掲載文1点を添えてしなければならない。</p> <p>2 知事又は県の議会の議員の候補者が法168条第1項又は選挙公報条例第3条第1項の規定による申請をするときは、<u>前項の</u>掲載文に写真を添付するものとする。</p> <p>3 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 電磁的記録媒体による掲載文に添付するもの 前号に準ずるものとして県委員会が定めるところによる記録</p> <p>(掲載文の記載等)</p> <p>第39条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前2項の規定は電磁的記録媒体による掲載文について準用する。この場合において、前2項中「記載」とあるのは「記録」と、第3項中「掲載文原稿用紙の氏名欄」とあるのは「氏名を記録すべきものとして県委員会が指定する箇所」と、前項中「掲載文原稿用紙の政見等の記載欄」とあるの</p>	<p>(掲載文の申請)</p> <p>第38条 候補者が法第168条第1項又は選挙公報条例第3条第1項の規定による申請をしようとするときは、別記第18号様式の申請書に県委員会の交付する別記第18号様式の2の用紙（以下「掲載文原稿用紙」という。）1枚に記載した掲載文1通又は掲載文原稿用紙に<u>準ずるものとして</u>県委員会が定めるところによる電磁的記録（<u>電子的方式、磁気的方式</u>その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録した掲載文1点を添えてしなければならない。</p> <p>2 知事又は県の議会の議員の候補者が法168条第1項又は選挙公報条例第3条第1項の規定による申請をするときは、<u>その</u>掲載文に写真を添付するものとする。</p> <p>3 法第168条第1項又は前項の規定により、候補者が掲載文に添付する写真は、次の各号に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第1項の</u>電磁的記録による掲載文に添付するもの 前号に準ずるものとして県委員会が定めるところによる<u>電磁的記録</u></p> <p>(掲載文の記載等)</p> <p>第39条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前2項の規定は<u>前条第1項の</u>電磁的記録による掲載文について準用する。この場合において、前2項中「記載」とあるのは「記録」と、第3項中「掲載文原稿用紙の氏名欄」とあるのは「氏名を記録すべきものとして県委員会が指定する箇所」と、前項中「掲載文原稿用紙の政見等の記載欄」と</p>

は「政見等を記録すべきものとして県委員会が指定する箇所」と読み替えるものとする。

あるのは「政見等を記録すべきものとして県委員会が指定する箇所」と読み替えるものとする。

## 第20号様式の6（第50条の5関係）

## 第20号様式の6（第50条の5関係）

その1（選挙運動用自動車使用証明書（自動車））

<p>選挙運動用自動車使用証明書 (自動車)</p> <p>次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p>年 月 日執行 選挙 ( 選挙区)</p> <p style="text-align: right;">候補者</p> <p style="text-align: center;">記</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"><li>この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。</li><li>運送事業者等が県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。</li><li>この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、県に支払を請求することはできません。</li><li>公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。 (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円 (2) (1)以外の場合 <u>16,100円</u></li><li>同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。</li><li>同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。</li><li>5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、県に支払を請求することはできません。</li></ol>
---

その1（選挙運動用自動車使用証明書（自動車））

<p>選挙運動用自動車使用証明書 (自動車)</p> <p>次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p>年 月 日執行 選挙 ( 選挙区)</p> <p style="text-align: right;">候補者</p> <p style="text-align: center;">記</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"><li>この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。</li><li>運送事業者等が県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。</li><li>この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、県に支払を請求することはできません。</li><li>公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。 (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円 (2) (1)以外の場合 <u>15,800円</u></li><li>同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。</li><li>同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。</li><li>5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、県に支払を請求することはできません。</li></ol>
---

その2・その3 略

その2・その3 略

第20号様式の7（第50条の5関係）

（ビラ作成証明書）

<p style="text-align: center;">ビラ作成証明書</p> <p style="text-align: center;">次のとおりビラを作成したものであることを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">年 月 日執行 選挙（選挙区）</p> <p style="text-align: center;">候補者</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円
備考	

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、県に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
  - (1) 枚数
    - イ 香川県議会の議員の選挙 16,000枚
    - ロ 香川県知事の選挙 13万枚
  - (2) 限度額
    - イ 確認書により確認された作成枚数が5万枚以下の場合  
 $7円73銭（単価） \times 確認書により確認された作成枚数 = 限度額$
    - ロ 確認書により確認された作成枚数が5万枚を超える場合  

$$\frac{386,500円 + 5円18銭 \times \left( \frac{確認書により確認された作成枚数 - 5万枚}{確認書により確認された作成枚数} \right)}{1} = 単価 \cdots 1銭未満の端数は切上げ$$
 $単価 \times 確認書により確認された作成枚数 = 限度額$

第20号様式の7（第50条の5関係）

（ビラ作成証明書）

<p style="text-align: center;">ビラ作成証明書</p> <p style="text-align: center;">次のとおりビラを作成したものであることを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">年 月 日執行 選挙（選挙区）</p> <p style="text-align: center;">候補者</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円
備考	

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、県に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
  - (1) 枚数
    - イ 香川県議会の議員の選挙 16,000枚
    - ロ 香川県知事の選挙 13万枚
  - (2) 限度額
    - イ 確認書により確認された作成枚数が5万枚以下の場合  
 $7円51銭（単価） \times 確認書により確認された作成枚数 = 限度額$
    - ロ 確認書により確認された作成枚数が5万枚を超える場合  

$$\frac{375,500円 + 5円2銭 \times \left( \frac{確認書により確認された作成枚数 - 5万枚}{確認書により確認された作成枚数} \right)}{1} = 単価 \cdots 1銭未満の端数は切上げ$$
 $単価 \times 確認書により確認された作成枚数 = 限度額$

第20号様式の8（第50条の5関係）

（ポスター作成証明書）

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

年 月 日  
年 月 日執行 選挙（ 選挙区）  
候補者

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円
当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数	

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 ポスター作成業者が県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、県に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
  - (1) 枚数  
当該選挙区（当該選挙が行われる区域）のポスター掲示場数×2枚
  - (2) 限度額  
イ 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）のポスター掲示場数が500以下の場合  

$$\frac{316,250円 + 541円31銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdots 1円未満の端数は切上げ$$
 単価×確認された作成枚数＝限度額  
 ロ 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）のポスター掲示場数が500を超える場合  

$$\frac{586,905円 + 28円35銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdots 1円未満の端数は切上げ$$
 単価×確認された作成枚数＝限度額

第20号様式の8（第50条の5関係）

（ポスター作成証明書）

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

年 月 日  
年 月 日執行 選挙（ 選挙区）  
候補者

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円
当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数	

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 ポスター作成業者が県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、県に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
  - (1) 枚数  
当該選挙区（当該選挙が行われる区域）のポスター掲示場数×2枚
  - (2) 限度額  
イ 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）のポスター掲示場数が500以下の場合  

$$\frac{310,500円 + 525円6銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdots 1円未満の端数は切上げ$$
 単価×確認された作成枚数＝限度額  
 ロ 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）のポスター掲示場数が500を超える場合  

$$\frac{573,030円 + 27円50銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdots 1円未満の端数は切上げ$$
 単価×確認された作成枚数＝限度額

第20号様式の9（第50条の6関係）

その1・（別紙）その1 略

（別紙）その2

請求内訳書  
（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）  
（1）自動車の借入れ

使用年月日	借入金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
年月日	( )円×1台= 円	16,100円×1台=16,100円	円	
年月日	( )円×1台= 円	16,100円×1台=16,100円	円	
年月日	( )円×1台= 円	16,100円×1台=16,100円	円	
年月日	( )円×1台= 円	16,100円×1台=16,100円	円	
年月日	( )円×1台= 円	16,100円×1台=16,100円	円	
年月日	( )円×1台= 円	16,100円×1台=16,100円	円	
年月日	( )円×1台= 円	16,100円×1台=16,100円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

(2) 燃料代

略

備考  
1～4 略  
(3) 運転手

略

備考 略

その2 略

（別紙）

請求内訳書

作成金額		基準限度額		請求金額		備考
単価	枚数	単価	枚数	単価	枚数	
(A)	(B)	(D)	(E)	(G)	(H)	
円	枚	円	枚	円	枚	円

備考

1 (D)欄には、次により算出した額を記載してください。

(1) 確認書により確認された作成枚数が5万枚以下の場合 7円73銭

(2) 確認書により確認された作成枚数が5万枚を超える場合

$$\frac{386,500円 + 5円18銭 \times \left[ \frac{\text{確認書により確認された作成枚数} - 5万枚}{\text{確認書により確認された作成枚数}} \right]}{\dots} \dots 1銭未満の端数は切上げ$$

2 (E)欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。

3 (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

4 (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

第20号様式の9（第50条の6関係）

その1・（別紙）その1 略

（別紙）その2

請求内訳書  
（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）  
（1）自動車の借入れ

使用年月日	借入金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
年月日	( )円×1台= 円	15,800円×1台=15,800円	円	
年月日	( )円×1台= 円	15,800円×1台=15,800円	円	
年月日	( )円×1台= 円	15,800円×1台=15,800円	円	
年月日	( )円×1台= 円	15,800円×1台=15,800円	円	
年月日	( )円×1台= 円	15,800円×1台=15,800円	円	
年月日	( )円×1台= 円	15,800円×1台=15,800円	円	
年月日	( )円×1台= 円	15,800円×1台=15,800円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

(2) 燃料代

略

備考  
1～4 略  
(3) 運転手

略

備考 略

その2 略

（別紙）

請求内訳書

作成金額		基準限度額		請求金額		備考
単価	枚数	単価	枚数	単価	枚数	
(A)	(B)	(D)	(E)	(G)	(H)	
円	枚	円	枚	円	枚	円

備考

1 (D)欄には、次により算出した額を記載してください。

(1) 確認書により確認された作成枚数が5万枚以下の場合 7円51銭

(2) 確認書により確認された作成枚数が5万枚を超える場合

$$\frac{375,500円 + 5円2銭 \times \left[ \frac{\text{確認書により確認された作成枚数} - 5万枚}{\text{確認書により確認された作成枚数}} \right]}{\dots} \dots 1銭未満の端数は切上げ$$

2 (E)欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。

3 (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

4 (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

その3 略

(別紙)

請 求 内 訳 書

選挙区（選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A)×(B) =(C)	単価 (D)	枚数 (E)	金額 (D)×(E) =(F)	単価 (G)	枚数 (H)	金額 (G)×(H) =(I)	
箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

- 「ポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書の「当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- (D)欄には、次により算出した額を記載してください。
  - イ 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が500以下の場合
 
$$\frac{316,250\text{円} + 541\text{円}31\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$
  - ロ 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が500を超える場合
 
$$\frac{586,905\text{円} + 28\text{円}35\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$
- (E)欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

その3 略

(別紙)

請 求 内 訳 書

選挙区（選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A)×(B) =(C)	単価 (D)	枚数 (E)	金額 (D)×(E) =(F)	単価 (G)	枚数 (H)	金額 (G)×(H) =(I)	
箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

- 「ポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書の「当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- (D)欄には、次により算出した額を記載してください。
  - イ 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が500以下の場合
 
$$\frac{310,500\text{円} + 525\text{円}6\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$
  - ロ 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が500を超える場合
 
$$\frac{573,030\text{円} + 27\text{円}50\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$
- (E)欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。